

第2期都留市地域福祉計画

平成28年4月

都留市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画改定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 地域福祉計画策定後の主な制度改正等.....	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状	5
1 都留市の現状.....	5
2 地域の福祉活動の現状.....	9
3 福祉関係計画の動向.....	10
第3章 計画の基本的な考え方	16
1 施策の体系.....	16
2 計画の基本理念.....	17
3 計画の基本目標.....	17
第4章 地域福祉推進のための具体的施策の展開	18
1 住民主体の地域福祉活動の推進.....	18
2 ボランティア団体・NPO法人の活動の推進.....	19
3 避難行動要支援者の支援.....	20
4 地域見守り活動の推進.....	22
5 総合的な相談支援体制の整備.....	23
6 生活困窮者等への支援.....	24
7 情報提供機能の強化.....	25
8 福祉サービス利用者の権利擁護.....	26
9 多様な事業主体によるサービス提供体制の整備.....	28
第5章 計画の推進に向けて	29
1 計画の進行管理について.....	29
2 行政の推進体制等.....	29
3 関係機関等との連携.....	29
資料編	
1 都留市地域福祉計画策定員会名簿	
2 都留市地域福祉計画策定委員会設置要綱	
3 都留市地域福祉計画策定の経過	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画改定の趣旨

本市では、平成22年9月に『人権を尊重し、互いに支え合う福祉のまちづくり』の理念のもと、①「地域で共に支え合う、安心して暮らせる、住民主体のまち」、②「利用者本位の福祉サービスが充実したまち」という2つの基本目標を掲げた『都留市地域福祉計画』を策定し推進してまいりました。

しかしながら、少子・高齢化や核家族化は一段と進み、地域住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境はさらに大きく変化しております。そのため、家庭や地域の相互扶助機能はより低下し、障がい者の地域生活、高齢者の介護、子育てなどに対する不安は一層増大しております。

また、先の東日本大震災を教訓に、住民の防災に対する意識は高くなっておりますが、東海地震や富士山の噴火などの大規模災害だけでなく、地域の中で起こりうる自然災害に備えるため、地域の連携がますます必要となってきています。

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されたことにより、それまで福祉の対象とされていなかった経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方も対象となりました。またこのたび、県下で引きこもり等の調査及び相談窓口が開設されたことにより、福祉の役割は増大しております。

こうした地域社会の現状を踏まえ、新たな課題に対応し、互いに助け合い・支え合いながら、安心して暮らせる地域社会を推進するため、新たに『第2期都留市地域福祉計画』を策定するものです。

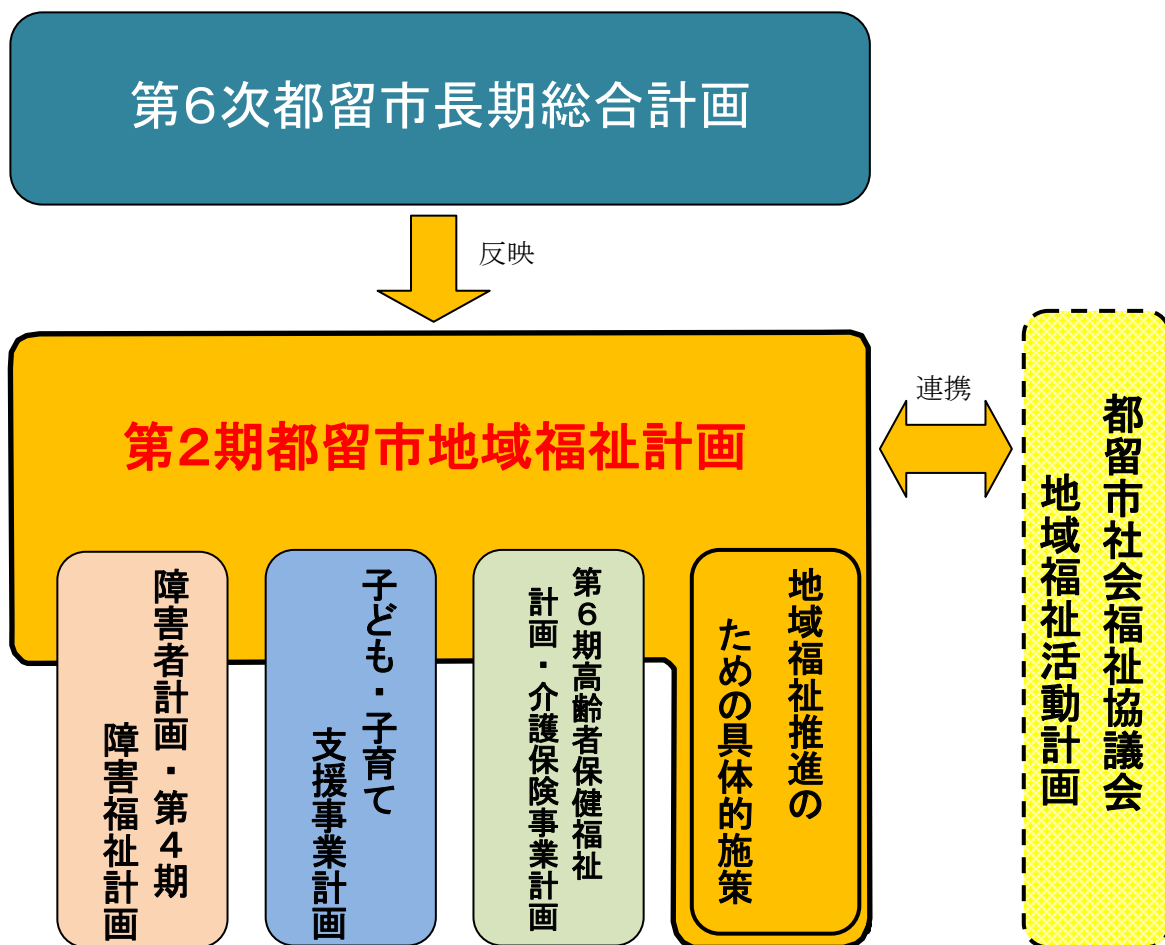
2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定されています。

都留市の基本構想として策定された『第6次都留市長期総合計画』を上位計画とし、その福祉分野の具体的な施策を実行するための補完計画として、各法律に基づき策定された『第6期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』『都留市子ども・子育て支援事業計画』『都留市障害者計画・第4期障害福祉計画』に共通する地域福祉推進の理念により、各分野の横断的な福祉課題に総合的に取り組むための計画として地域福祉計画は位置づけられます。

各福祉分野の補完計画は、本計画の対象分野であるため、本計画の施策の一部として位置づけられます。

また、地域福祉計画は地域福祉の推進に取り組む総括的な計画として、都留市社会福祉協議会において策定される『都留市地域福祉活動計画』は実践的な計画として、地域福祉の推進について連携していくこととなります。



3 計画の期間

本計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中であっても社会福祉制度の動向や地域福祉に係る環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

■ 計画期間

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
第2期地域福祉計画 〈平成28年度～平成32年度〉					
第6期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 〈平成27年度～平成29年度〉					
子ども・子育て支援事業計画 〈平成27年度～平成31年度〉					
障害者計画・ 第4期障害福祉計画 〈平成27年度～平成29年度〉					
第6次長期総合計画 〈平成28年度～平成38年度〉					
地域福祉活動 計画 〈平成24 年度～平成28 年度〉					

4 地域福祉計画策定後の主な制度改正等

平成22年9月に『都留市地域福祉計画』が策定された以降に、地域福祉を取り巻く制度などに変化のあったものを取り入れて、平成28年3月から『第2期都留市地域福祉計画』を策定します。

■主な制度改正等

年	月	機関	概要
平成22年	9月	都留市	『都留市地域福祉計画』策定
平成24年	5月	国	「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」の通知(厚生労働省社会・援護局地域福祉課長) ・「孤立死」防止対策の支援対象を地域の実情に応じて把握し、適切な支援がおこなえるように、先進地の事例等を情報提供したものの。
	5月	市社協	『都留市地域福祉活動計画』策定
平成25年	6月	国	災害対策基本法改正
	8月	国	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」策定(内閣府) ・災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への情報等の規定が設けられたことを受け、市町村を対象に、その事務に係る取組方法を指針として示したものの。
	12月	国	生活困窮者自立支援法成立(H27年4月施行)
平成26年	3月	国	「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」の通知(H26.3.27 厚生労働省社会・援護局長) ・生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であり、その盛り込むべき具体的な事項についての通知
平成27年	3月	県	「山梨県地域福祉支援計画」の策定
	4月	国	生活困窮者自立支援法施行
	7月	県	ひきこもり等に関する調査
	10月	県	「ひきこもり相談窓口」の設置
平成28年	3月	都留市	『第2期都留市地域福祉計画』の策定

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 都留市の現状

(1) 人口の推移

本市の過去5年間の外国人を除く人口の推移を見ますと、年度により偏りはありますが、計画策定前の5年間と同様に年平均200人前後の人口が減少しており、平成26年度は30,828人となっています。また、外国人の人口は平成26年度末には520人と平成24年度以降年々増加しています。

一方外国人を除く世帯数は毎年度増加していて、平成26年度は12,312世帯となっていますが、これは核家族化による世帯分離が進んでいるためであると思われます。

■人口の推移

(単位:人、世帯)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人口※	31,794	31,565	31,883	31,663	31,348
外国人除く	31,794	31,565	31,485	31,251	30,828
日本人の減少	153	229	80	234	423
外国人の増加	—	—	(外国人398)	14	108
世帯数	11,812	11,983	12,375	12,497	12,592
外国人除く	11,812	11,983	12,185	12,296	12,312

各年度とも翌年3月31日現在 資料:市民課

※平成24年度から住基法改正により外国人を含む

(2) 高齢者の現状

本市の65歳以上の高齢者人口は、平成23年度以降は毎年度200人に迫るペースで増加していて、平成26年度は8,188人となっています。

また高齢者の増加に伴い、高齢化率及び在宅一人暮らし高齢者数も増加しています。

■高齢者の推移

(単位:人、%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢者数 (65歳以上)	7,580 <うち外国人>	7,624	7,822 <16>	8,011 <15>	8,188 <14>
高齢化率	23.8	24.2	24.5	25.3	26.1
在宅一人暮らし 高齢者数	1,132	1,162	1,235	1,312	1,396

各年度とも翌年3月31日現在 資料:市民課、長寿介護課

(3) 子どもの現状

本市の出生者数は、年度ごとの増減はありますが概ね減少傾向にあり、平成26年度は228人となっています。

また出生者数の減少に伴い19歳以下の子どもの数は毎年度減少していて、平成26年度は5,727人となっています。

■出生者数の推移

(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
出生者数 (4/1～3/31)	245	203	232	219	228
子どもの数 (0～19歳)	6,241 〈うち外国人〉	6,097	6,038 〈40〉	5,871 〈41〉	5,727 〈46〉

各年度とも翌年3月31日現在 資料:市民課

(4) 年齢3区分別の人口の推移

年齢区分ごとの人口の構成の推移を見ますと、平成22年度から平成26年度の5年間で高齢者数は608人増加していますが、子どもの数は514人減少しています。

また、高齢者と子どもの数を除いた大人の数は、5年間で住民基本台帳上は540人の減少となっていますが、平成24年度から外国人を含んだ数値となっているため、外国人を除いた大人の数は1,000人減少しています。

■年齢3区分別の人口の推移

(単位:人)

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成26年度		
					日本人	外国人	計
人口 ※	31,794	31,565	31,883	31,663	30,828	520	31,348
高齢者数 (65歳以上)	7,580	7,624	7,822	8,011	8,174	14	8,188
大人の数 (20～64歳)	17,973	17,844	18,023	17,781	16,973	460	17,433
子どもの数 (0～19歳)	6,241	6,097	6,038	5,871	5,681	46	5,727

各年度とも翌年3月31日現在 資料:市民課

※平成24年度から住基法改正により外国人を含む

(5) 障がい者の現状**① 身体障害者手帳所持者の現状**

本市の身体障がい者の現状は、過去5年間の身体障害者手帳の所持者数の推移を見ますと、概ね横ばいで推移していて、平成26年度は1,075人となっています。

■身体障害者手帳所持者の推移 (単位:人)

障害等級	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1級	376	349	355	349	327
2級	170	160	162	157	150
3級	152	149	158	166	172
4級	269	281	282	293	284
5級	71	75	70	69	69
6級	76	75	74	75	73
合計	1,114	1,089	1,101	1,109	1,075

各年度とも翌年3月31日現在 資料:福祉課

② 知的障がい者の現状

本市の知的障がい者の現状は、過去5年間の療育手帳の所持者数の推移を見ますと、毎年度増加していて、平成26年度は224人となっています。

■療育手帳所持者の推移 (単位:人)

障害程度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
A1(最重度)	14	16	18	20	20
A2(重度)	71	69	73	73	71
A3(中度)	5	6	4	3	3
B1(中度)	69	68	73	72	74
B2(軽度)	36	45	47	51	56
合計	195	204	215	219	224

各年度とも翌年3月31日現在 資料:福祉課

③ 精神障がい者の現状

本市の精神障がい者の現状は、過去5年間の精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移を見ますと、概ね増加傾向にあり、平成26年度は179人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移 (単位:人)

障害等級	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1級	35	38	30	29	28
2級	88	101	101	112	115
3級	19	17	20	25	36
合計	142	156	151	166	179

各年度とも翌年3月31日現在 資料:福祉課

(6) 要介護(要支援)認定者数の推移

本市の要介護(要支援)認定者数は、増加が続いています。これに伴い認定率も上昇が続いていて、平成26年度には15.0%となっています。

■要介護(要支援)認定者数の推移

(単位:人、%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	13	45	52	48	36
要支援2	93	93	84	89	111
要介護1	149	153	170	178	171
要介護2	219	231	272	251	268
要介護3	213	196	207	256	276
要介護4	181	195	182	184	173
要介護5	150	150	167	168	180
認定者数	1,048	1,063	1,134	1,174	1,215
第1被保険者	7,564	7,525	7,704	7,852	8,101
認定率	13.9	14.1	14.7	15.0	15.0

各年度とも9月30日現在 資料:「介護保険事業状況報告」

(7) 被保護者の現状

本市の生活保護者数の現状は、過去5年間の推移を見ますと、毎年増加しており、その保護率(被保護者数÷人口×1000)は、全国及び県よりは、数値は低いですが伸び率が高くなっています。

■被保護者の推移

(単位:世帯、‰、件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保護世帯数	121	132	143	151	163
保護者数	156	179	193	211	230
保護率	4.8	5.4	5.9	6.7	7.3
保護率(県)	6.0	6.8	7.4	7.8	8.2
保護率(国)	15.6	16.4	16.8	17.0	17.1
相談件数	67	70	138	96	92

各年度とも翌年3月31日現在 資料:福祉課

2 地域の福祉活動の現状

(1) ボランティア団体の現状

本市内にあるボランティア団体の推移を見ますと、増加傾向にあり、平成26年度は109団体となっています。

(2) NPO法人の現状

本市内にあるNPO法人は、平成26年度は18法人となっています。

(3) 老人クラブの現状

本市には平成26年度で39の老人クラブがありますが、過去5年間の推移を見ますと、概ね減少傾向にあります。

(4) 自治会の現状

本市には91の自治会があり、地域のための交流活動などを実施しています。

(5) 民生委員・児童委員の現状

本市には82人の民生委員・児童委員がおり、地域住民の身近な相談支援者として日々活動しています。

■地域福祉活動団体等の推移

(単位：団体、法人、人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ボランティア 団体	84	92	99	101	109
NPO法人	17	17	17	18	18
老人クラブ	46	42	42	39	39
自治会	90	91	90	91	91
民生委員・ 児童委員	82	82	82	82	82

各年度とも翌年3月31日現在 資料：都留市社会福祉協議会、地域環境課、福祉課、
やまなしNPO情報ネット

3 福祉関係計画の動向

高齢者保健福祉・介護保険分野、子ども・子育て支援分野、障害福祉分野の施策については本計画の対象ではありますが、既に各分野で個別に計画が策定され、施策が実施されているため、本計画の策定にあたって、各分野の個別計画を本計画の施策の一部として位置づけます。

各分野の施策の詳細については、各計画をご覧いただきたいと思いますので、ここではその概要について説明します。

(1) 高齢者保健福祉・介護保険分野

『第6期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』

高齢化率がますます上昇し、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する状況を踏まえると、重度の要介護状態となった場合にも、可能な限り住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を、本市の実状に応じて構築していくことが必要となります。

本計画では、今後の中長期的な高齢者を取り巻く環境の変化を視野に入れながら、本市の高齢者に関する施策を総合的かつ体系的に示し、地域包括ケアシステムの構築を推進する中で、「健康ではつらつと暮らせるまち」の実現を図ることとしています。

① 基本理念

【健康ではつらつと暮らせるまち】

② 施策の体系

基本目標	基本施策	
1. 健やかに暮らせるまち	疾病予防・介護予防・生活支援の推進	① 疾病予防・健康づくりの推進 ② 介護予防の推進 ③ 在宅生活・介護支援の充実
2. いきいきと活動し、みんなでささえあうまち	生きがい対策と支えあいの体制づくり	① 地域支援ネットワークづくり ② 高齢者の生きがい活動と社会参加の促進 ③ すべての人にやさしいまちづくりの推進

3. 安心して介護が受けられるまち	安心介護サービスの充実	① 地域包括ケアの推進 ② 介護保険事業の推進
-------------------	-------------	----------------------------

(2) 子ども・子育て支援分野

『子ども・子育て支援事業計画』

深刻な少子高齢化の進行により、我が国の総人口は平成60年には1億人を下回ると推計されています。また、その構成比率は、子どもが約1割、高齢者が約4割を占めると見込まれており、若い世代の負担の増加が予想されています。

平成24年の合計特殊出生率(1人の女性が一生に産む子供の平均数)は、1.41でした。一時期よりは改善していますが、現在の人口を維持するためには2.07まで上昇させなくてはなりません。(「人口動態調査」、「全国人口の再生産に関する主要指標:2012年」より)

国では、少子化対策の一環として、子育て環境の整備・充実に取り組むこととし、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を成立させ、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」を施行することとしました。この新制度により、子どもが健やかに成長できる社会をつくることを目的に、①質の高い幼児期の特定教育・保育の提供、②家庭や地域での子育て力の向上、③待機児童の解消に重点を置くこと、が決定されました。

本市では、平成22年から『次世代育成支援対策行動計画(平成22～26年度)』に沿って、子どもとその親に対する支援を行ってきました。その計画を一部踏襲し平成27年度から『子ども・子育て支援事業計画(平成27～31年度)』を策定し、本市における子ども・子育て支援に取り組んでいます。

① 基本理念

【地域の中で、子どもが健やかに のびのび育つまちづくり】

② 施策の体系

基本目標	各施策
1. 地域における子育ての支援の推進	① 地域の教育・保育の場及び子育て支援事業の充実 ② 子育て支援のネットワークづくり ③ 子育て家庭への経済的支援
2. 要保護児童へのきめ細かな取組みの推進	① 児童虐待防止の充実 ② 障害児支援施策の充実 ③ ひとり親家庭等の自立支援の推進
3. 仕事と家庭生活の両立支援	① 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)実現のための環境づくりの促進 ② 男女共同参画社会の推進

4. 母性並びに乳幼児及び児童の健康の確保・増進	① 子どもや母親の健康の確保 ② 「食育」の推進 ③ 思春期保健対策の充実 ④ 小児医療等の充実
5. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	① 次代の親の育成 ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ③ 家庭や地域の教育力の向上 ④ 児童の健全育成
6. 子どもにやさしい安心・安全なまちづくりの推進	① 子どもが安心して遊ぶことのできる環境の整備 ② 安心して外出できる環境の整備 ③ 安全・安心なまちづくりの推進 ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(3) 障害福祉分野

『都留市障害者計画・第4期障害福祉計画』

障害福祉の分野では、障害者基本法に基づく『都留市障害者計画』と障害者総合支援法に基づく『都留市第4期障害福祉計画』が策定されています。

障害者基本法は、「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進すること」を目的としていて、『都留市障害者計画』は同法の目的を果たすための、本市における障がいのある人の状況を踏まえた、障害者施策の基本的な計画として位置づけられます。

障害者総合支援法は、「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的としていて、『都留市第4期障害福祉計画』は同法の目的を果たすための、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画として位置づけられます。

本市では両計画に掲げた施策を着実に実施し、地域社会全体が一体となった障がい者支援体制の整備に取り組んでいます。

① 『都留市障害者計画』の基本理念

【市民の誰もが相互に人格と個性を尊重しながら共に生きるまち】

② 『都留市障害者計画』の施策の体系

基本的視点	基本施策	
1. 誰もが暮らしやすいまちづくり	相互理解の促進	① 啓発・広報活動の推進 ② 福祉教育等の推進
	協働体制の整備	① NPO、ボランティア等の活動の推進 ② 本人活動の支援
	やさしいまちづくりの推進	① ユニバーサルデザインの推進
	安心・安全の確保	① 防災対策等の推進
2. 生まれ育ち住み慣れた地域で暮らせるまちづくり	自己選択・自己決定の尊重	① 相談・支援体制の充実と連携 ② 差別の解消及び権利擁護の推進
	福祉サービスの充実	① 居宅生活支援サービスの充実 ② 生活の場の確保 ③ 福祉手当等制度の活用推進 ④ 福祉マンパワーの確保
3. 自らの力を高め地域でいきいきと活動できるまちづくり	保健・医療の充実	① 障がいの原因となる疾病等の予防・治療 ② 地域医療の推進 ③ 医療・医学的リハビリテーション等の充実
	教育の充実	① 一貫した教育的支援体制の整備
	雇用・就労の支援	① 雇用の場の拡大 ② 就労に向けた支援施策の推進
	社会参加への支援	① 情報バリアフリー化の推進 ② スポーツ・文化・芸術活動の振興 ③ 外出や移動等の支援の充実

③ 『都留市第4期障害福祉計画』の視点

- 1.【障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援】
- 2.【身近な実施主体としての役割と障害福祉サービスの実施】
- 3.【地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備】

④ 『都留市第4期障害福祉計画』の施策の体系

平成29年度成果 目標値の設定	1. 福祉施設の入所者等の地域生活への移行		
	2. 地域生活支援拠点等の整備		
	3. 福祉施設から一般就労への移行数		
	4. 就労移行支援事業の利用者数		
	5. 就労移行支援事業所の就労移行率		
各施策		根拠法	
障害福祉 サービスの 充実	1. 訪問系サービス	① 居宅介護 ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援	障害者 総合 支援 法
	2. 日中活動系サービス	① 生活介護 ② 自立訓練(機能訓練・生活訓練) ③ 就労移行支援 ④ 就労継続支援(A型・B型) ⑤ 療養介護 ⑥ 短期入所	
	3. 居住系サービス	① 共同生活援助(グループホーム) ② 施設入所支援	
	4. 相談支援	① 計画相談支援 ② 地域移行支援 ③ 地域定着支援	
	5. 障害児支援	① 児童発達支援 ② 放課後等デイサービス ③ 保育所等訪問支援 ④ 医療型児童発達支援 ⑤ 障害児相談支援	
	6. その他の障害福祉サービス	① 補装具費の給付 ② 自立支援医療費の給付 ③ 療養介護医療費の給付	障害 者 総 合 支 援 法
地域生活 支援事業 の充実	1. 必須事業	① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業 ③ 相談支援事業 (A)障害者相談支援事業 (B)地域自立支援協議会 (C)基幹相談支援センター等機能強化事業	障害 者 総 合 支 援 法

		<p>(D)住宅入居等支援事業</p> <p>④ 成年後見制度利用支援事業</p> <p>⑤ 成年後見制度法人後見支援事業</p> <p>⑥ 意思疎通支援事業</p> <p>⑦ 日常生活用具給付等事業</p> <p>⑧ 手話奉仕員養成研修事業</p> <p>⑨ 移動支援事業</p> <p>⑩ 地域活動支援センター事業</p>	
	<p>2. 任意事業</p>	<p>① 福祉ホーム事業</p> <p>② 訪問入浴サービス事業</p> <p>③ 日中一時支援事業</p> <p>④ 点字・声の広報等発行事業</p> <p>⑤ 奉仕員養成研修事業</p> <p>⑥ 障害者虐待防止対策支援事業</p> <p>⑦ 生活サポート事業</p> <p>⑧ 自動車運転免許取得費助成及び自動車改造費助成事業</p>	<p>障 害 者 総 合 支 援 法</p>

第3章 計画の基本的な考え方

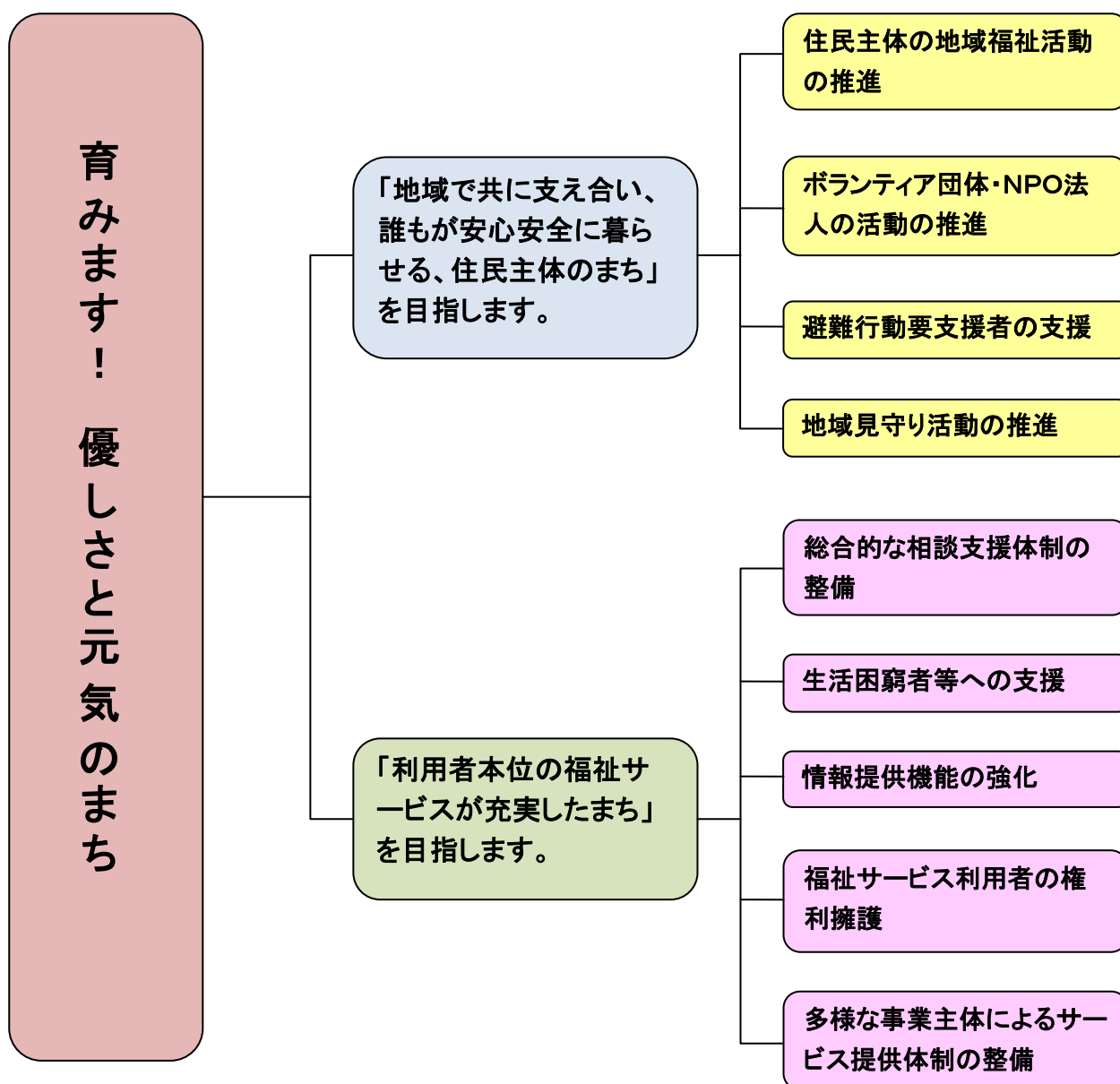
1 施策の体系

本計画における施策の体系は、次のとおりです。

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】



2 計画の基本理念

『育みます！優しさと元気のまち』

私たちのまちに生活するすべての人がいきいきと暮らすことのできるまちを目指し、高齢者をはじめとする社会的に不利な状況(立場)にある方々への支援策を充実させるとともに、次代を担う子どもたちを生み育てる環境を整備します。また、市民一人ひとりが健康寿命を延ばし、可能な限り住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることができるまちを本計画の基本理念とします。

3 計画の基本目標

1. 「地域で共に支え合い、誰もが安心安全に暮らせる、住民主体のまち」を目指します。

お互いが支え合い、助け合うことにより、地域住民が自らの手で多様な生活課題を解決していくことができ、子どもから高齢者・障がい者の方々が分け隔てなく、誰もが安心して安全に暮らせるまちを目指し、地域福祉活動への住民参加の仕組みづくりと制度づくりを推進していきます。

2. 「利用者本位の福祉サービスが充実したまち」を目指します。

気軽に相談が受けられ、必要な情報が容易に手に入り、多様なサービスが選択でき、自らの権利が守られる、福祉サービス利用者にとって暮らしやすいまちを目指し、利用者本位の体制の整備を推進していきます。

第4章 地域福祉推進のための具体的施策の展開

1 住民主体の地域福祉活動の推進

【現状・課題】

地域における少子高齢化が進み、単身世帯や核家族世帯が増え、地域の活力が低下したこと、人々の意識が深いつながりを望まないように変化したことなどにより、地域のつながりは希薄化し、高齢者、子育て中の親、障がい者等が地域において孤立しやすい状況にあります。また援助を必要とする地域住民の多様な生活課題について、行政だけでは把握や対応がしきれない状況にもあります。

ちょっとした手助けで解決する生活課題について、住民同士で気軽に相談や援助ができるような関係を、全ての住民の間で築くことができる地域社会を実現することが求められています。

【施策の展開】

(1)地域福祉活動への住民参加の仕組みづくり

地域住民の抱えている生活課題に対して、住民同士でお互い助け合い、支え合うことが地域福祉活動の推進につながります。地域福祉活動については、まずはボランティア団体やNPO法人、地域協働のまちづくり推進会等を通じた住民参加が期待されますので、地域住民がこれらの団体等へ積極的に参加しやすい環境を整備していくとともに、住民の誰もが地域福祉活動に気軽に参加できる仕組みについても整備していきます。

(2)都留市社会福祉協議会、都留市まちづくり市民活動支援センターとの連携強化

地域福祉活動への住民参加については、地域における福祉活動の中心的な役割を担っている都留市社会福祉協議会や市民活動を推進する拠点として設置された都留市まちづくり市民活動支援センターと連携を図り、その仕組みづくりにあたっていきます。

(3)福祉教育・地域福祉推進を担う人材育成の充実

福祉に対する地域住民の関心を高めるため、教育委員会や都留市社会福祉協議会と連携して、学校や地域における福祉教育や各種研修会を充実させ、地域福祉推進を担う人材を育成していく体制を整備していきます。

2 ボランティア団体・NPO法人の活動の推進

【現状・課題】

本市においては100を超えるボランティア団体・NPO法人が活動しています。これらのボランティア団体・NPO法人を通じて多くの地域住民が地域福祉活動に参加されていると思われます。少子高齢化の進展により行政では担いきれない多様な生活課題の解決には、ボランティア団体・NPO法人の役割が重要となってきます。

また学生ボランティアの活用など、大学と地域が密接に関わっていく必要があります。

ボランティア団体・NPO法人が活動しやすい環境を整備し、より多くのボランティア団体・NPO法人に活動してもらうことが求められています。

【施策の展開】

(1) ボランティア団体・NPO法人の活動支援

都留市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、登録されたボランティア団体等の活動をホームページ及び社会福祉協議会広報紙『つるの福祉』で紹介しています。今後はボランティア団体・NPO法人に対してより多くの住民に興味を持ってもらうために、本市のホームページや広報紙等を通じて活動内容を数多く紹介していき、ボランティア団体・NPO法人の魅力を伝えていきます。

(2) ボランティア団体・NPO法人の設立等の相談支援

本市ではNPO法人の設立に関して補助制度を設けていますので周知を図るとともに、ボランティア団体・NPO法人の設立等の相談についても、設立・運営相談会を開催してボランティア団体やNPO法人の活動を支援している山梨県ボランティア・NPOセンター等と連携して対応していくよう体制を整備していきます。

(3) 都留文科大学地域交流研究センターとの連携

地域交流研究センターでは、さまざまな催し物に対して学生ボランティアの募集等も行っていきます。市において連携及び積極的な広報等を行い、地域での利用及び市民との交流が行えるよう支援を行っていきます。

(4) ボランティア団体・NPO法人の交流推進

ボランティア団体・NPO法人が個別に活動してだけでなく、団体や法人が相互に連携して活動していく方がより大きな効果が期待できますので、都留市社会福祉協議会ボランティアセンターや都留市まちづくり市民活動支援センターと連携して各団体等の交流を推進していきます。

3 避難行動要支援者の支援

【現状・課題】

東日本大震災発生時に健常者に比べ高齢者、障がい者等のいわゆる社会的弱者の命は高い確率で失われました。これらの要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）のうち、災害の発生時又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者を「避難行動要支援者」と定義し、名簿の作成が災害対策基本法に義務付けられました。

本市においても名簿の作成を行いました。その取扱いや利活用方法については今後にわたり検討していかなければなりません。

【施策の展開】

(1) 要支援者の把握

① 要支援者の対象範囲

本市においては要支援者を次のとおりとし、名簿に掲載し支援策を実施します。

- ア. 一人暮らしの高齢者
- イ. 要介護高齢者
- ウ. 認知症の高齢者
- エ. 身体障害者手帳1級から3級を所持する身体障がい者
- オ. 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- カ. 精神障害者保健福祉手帳1級から2級を所持する者
- キ. その他災害時に支援が必要な者

② 名簿掲載の同意

従前の制度においては、同意を得られた方のみ名簿を作成していましたが、同意を得られないために名簿に記載されず災害発生時等に要支援者として見逃されることを防ぐため、同意の有無に関わらず名簿を作成し、非常時にのみ閲覧が可能な取り扱いとします。

③ 要支援者情報の把握方法

本市の各担当部局や都留市社会福祉協議会が保有する情報、地域住民による自主防災組織が収集した情報に基づき要支援者情報の把握をしていきます。

④ 要支援者情報の標記方法

要支援者情報については、現在名簿に掲載し文字ベースでの利用となっておりますが、非常時には地区住民以外の災害ボランティア等が地域で活動するため、現地での対象者の

住居等の把握が困難となることも予想されます。そのため、地図への記載等の活用方法も検討していきます。

(2)要支援者情報の共有及び保護

① 関係機関間との情報共有方法

把握した要支援者名簿等の情報については、市役所等関連施設等の災害対策の拠点に配置し、通常時は、個人情報保護のため施錠できる場所で保管し、非常時のみ閲覧を可能とします。

② 要支援者情報の更新

要支援者情報については、毎年度末の情報を各機関から収集し、福祉課地域福祉担当で名簿を作成し、更新を行っていきます。

(3)要支援者の支援

① 日常的な見守り活動の推進

各自治会の自主防災会や民生委員・児童委員等に、日ごろから要支援者に関し見守り活動を行ってもらうことにより、要支援者との間に信頼・安心関係を築いてもらい、災害時の要支援者の支援が円滑に行えるような体制を整備していきます。

② 災害時の連絡体制

本市と都留市社会福祉協議会とで要支援者対策班を組織し、対策班が中心となって各関係機関と役割を分担して、要支援者の安否確認や避難誘導を実施する体制を整備していきます。

また、災害時には住民相互の共助が必要となります。自主防災会を中心に日頃から地域での防災体制の強化に努めていきます。

③ マニュアルの活用

災害時の要支援者の支援については、避難行動要支援者マニュアルを活用して「都留市要支援者助け合いネットワーク」に参加した各関係機関間で災害時の役割分担や対応を日ごろから確認しあうよう取り組んでいきます。

4 地域見守り活動の推進

【現状・課題】

単身世帯の増加や、地域のつながりの希薄化により、死後数日間経過してから発見されるいわゆる「孤立死」が、近年社会問題となっています。

これに対して、一部の事業所等においては、市や県と地域見守りに関する協定書等を交わし、子どもから高齢者及び障がい者等の見守り活動を行っています。

また、より多くの目で変化に気づく体制づくりが求められ、地域の中での見守り活動も必要となっています。

【施策の展開】

(1)対象者の把握

従前は高齢者及び障がい者の単身世帯が、「孤立死」防止対策の支援対象とされていました。しかし昨今、世帯内の生計中心者もしくは介護者の死亡により、同居の家族全員が死亡した案件もみられました。そのため、対象者については、より広い枠組みで対応していかなければなりません。今後は従前の対象者を含め、庁内関係部局で把握している情報や、協定を締結している事業所からの情報提供に迅速に対応していきます。

(2)関係機関との連携の強化

地域見守り活動に関する協定を締結している事業所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの関係者や関係機関との連携を強化していきます。

(3)地域への啓発活動

対象者の異変に気付くのは一番近くにいる住民です。地域での見守り活動が重要になります。自治会や住民に向けた広報を行い、異変があった場合に警察や市役所に通報できる体制を整備していきます。

5 総合的な相談支援体制の整備

【現状・課題】

本市では高齢者・介護保険、子育て、障がい者とそれぞれ担当が分かれているため、相談窓口もそれぞれの担当に分かれています。福祉サービスの利用に関するだけでなく、相談者の身近な生活上の課題に関する相談であったりと内容も多岐に渡っていて、複数の担当にまたがる場合もあるなど相談内容が複雑多様化している現状にあります。

福祉サービス利用者や相談者が、気軽に相談できる環境や体制を整備することが求められています。

【施策の展開】

(1)総合的な相談支援体制の整備

既に複数の担当にまたがる相談については、担当同士連携して相談にあたったり、より困難な相談事例については、関係部署が集まりケース会議を開いて共通認識をもって対応をしていくよう各関係部局の連携体制は整備されていますが、さらなる連携強化を図り、迅速な対応ができるよう庁内体制を随時見直していきます。

また、複雑な問題や自立阻害要因を持つケースに対応するため、精神保健福祉士や社会福祉士等を任用し相談体制を整備していきます。

福祉分野の幅広い知識を習得し、相談支援の専門性を高めていくため、相談担当職員の研修を充実させるとともに、電話相談、メール相談、訪問相談等を行い臨機応変に相談が受けられる体制を整備していきます。

(2)関係機関との連携の強化

地域での身近な相談活動を担っている民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、ケアマネージャー、社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域活動支援センター、地域子育て支援センター、施設事業者、サービス提供事業者、医療機関、ソーシャルワーカーなどの関係者や関係機関との連携を強化し、福祉サービス利用者が地域で安心して生活できるようなサービス提供体制を整備していきます。

6 生活困窮者等への支援

【現状・課題】

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、生活に困窮している者が自立できるように支援を行っていますが、制度自体の認知度が低く、相談する時には、生活保護の対象になってしまう案件もみられるため、事業の周知及び相談体制の整備を行っていく必要があります。

また、県内でひきこもり等に対する調査及び相談窓口が開設されたことにより、将来家族構成の変化等により、生活に困窮されると予想される方等の相談が見込まれるため、対象者の把握や相談方法の検討を行っていく必要があります。

【施策の展開】

(1)生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至る前の生活に困窮している者に、就労支援や住宅確保給付金等の必要な自立支援を行えるよう、福祉課に自立支援事業相談員を配置し相談業務にあたるとともに、新たな社会資源の創出や住民の理解の促進を図っていきます。

庁内各部署(税金・水道・住宅等)や、教員委員会、ハローワーク、民生委員・児童委員、自治会等とも連携し、対象者の早期把握や包括的な支援を行っていきます。

また、現在ホームページ及び関連施設にて制度案内掲示等を行っていますが、まだ制度の認知度が低いいため、一層の周知を図っていきます。

(2)ひきこもり等に関する支援

今後、県の相談窓口等を通じて相談が見込まれます。相談の内容に応じて必要な支援(生活相談・就労支援・医療的支援・アウトリーチ等)が違ってくるため、福祉・医療担当者を含めたチームで検討及び支援を行っていきます。

また、相談を待っているだけでは、ひきこもり等の対象者を把握できないため、教育委員会及び民生委員・児童委員と連携し対象者の把握や支援に努めていきます。

7 情報提供機能の強化

【現状・課題】

福祉サービス利用者にとっては、どのようなサービスがあるのか、自分が必要としているサービスが受けられるのか、手続きや相談はどこでできるのかといった情報を簡単に入手できる環境にあることが重要です。本市ではホームページや広報紙、通知などで福祉サービスに関する情報を提供していますが、内容が複雑でわかりにくいいため福祉サービス利用者に理解してもらえなかったり、本当に欲しい情報が入手できなかったりと、全ての福祉サービス利用者にとって必要な情報が入手しやすい環境には必ずしもなかったかと思われます。

全ての福祉サービス利用者が、必要な情報をわかりやすい方法で入手できるような環境を整備することが求められています。

【施策の展開】

(1)情報提供体制の充実

ホームページや広報紙の情報内容を充実させるとともに、通知等を含めわかりやすい言葉づかいや見やすい文字の大きさなどに配慮するなど、福祉サービス利用者の立場に立った情報提供体制の充実を推進していきます。

(2)新しい情報メディア(媒体)の利用

インターネットや携帯電話のメール機能など、情報通信技術の向上に伴った新しい情報メディアを活用した情報提供の方法について検討していきます。

(3)情報収集能力と情報伝達能力の向上

地域で自立した生活を送るために必要な福祉関連情報を収集し、福祉サービス利用者の求めに応じて、情報の提供ができるように情報収集能力の向上を図っていきます。

また情報提供をする際には、なるべくやさしい言葉づかいやわかりやすい説明が行えるように情報伝達能力の向上を図っていきます。

8 福祉サービス利用者の権利擁護

【現状・課題】

福祉サービス利用者はサービスを受ける側として弱い立場にあり、なかなかサービスを提供する側の施設や事業者に対して自身の利益を主張しにくい状況にあります。また直接事業者等に対して苦情を申し立てても状況が改善されなかったり、他に相談する相手がいなかったりと福祉サービス利用者は不利益を被りやすい環境にあると思われれます。

このようなことに対して福祉サービス利用者の権利擁護のために、成年後見制度等の様々な制度が制定されていますが、その制度についてはまだ十分に知られていない現状にあります。

誰もが満足したサービスを受けられるように、福祉サービス利用者からの意見・苦情を真摯に受け止め解決を図っていくなどの権利擁護の体制整備が求められています。

【施策の展開】

(1) 苦情処理体制の整備及び周知

① 苦情相談窓口

高齢者・介護保険、子育て、障がい者の各分野の担当において各サービス利用者の苦情相談を受け付けています。

② 運営適正化委員会(山梨県社会福祉協議会)

本県においては山梨県社会福祉協議会の中に「運営適正化委員会」を設けて、直接福祉サービス利用者からの、施設やサービス提供事業者に対する苦情相談を受け付けています。

本市においても運営適正化委員会との連携を深め、苦情相談の解決にあたりとともに、福祉サービス利用者に対し、苦情相談窓口としての運営適正化委員会の周知を図っていきます。

(2) 日常生活自立支援事業

都留市社会福祉協議会では、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」を実施しています。

福祉サービス利用者の権利擁護につながる当該事業が利用しやすいよう、本市としても都留市社会福祉協議会と連携して当該事業を推進していきます。

(3)成年後見制度

判断能力が不十分なために、財産侵害や人権侵害を受けたりすることがないように、法律面や生活面で支援する仕組みとして成年後見制度があります。

本市では既に「成年後見制度支援事業実施要綱」を策定していて、要綱で定められた支援対象者に対しては申し立ての支援を行うなどの体制が整備されていますので、今後も引き続き当該制度の利用について周知を図っていきます。

(4)虐待防止・虐待対応

児童・高齢者・障がい者等への虐待に対する対策や相談窓口は、現在各分野の担当において行っております。しかし、虐待の相談については、複合的な問題を含んでいるケースが多いため、関係部局で横断的な対応を行っていきます。

早期発見を周知するため、虐待に該当する行為や通報義務についての広報や啓発を行っていきます。また、市民等からの通報があった場合には迅速に対応していきます。

9 多様な事業主体によるサービス提供体制の整備

【現状・課題】

地域住民の多様な生活課題を解決するためには、多様なサービスを提供していくことが必要となります。サービス提供事業所が近場がないために必要なサービスが受けられない、あるいは必要なサービスを受けるために遠くまで行かなければならないなど不都合や不便を感じている住民もいると思われます。

このような不都合や不便をなくし、生活課題を抱えた全ての住民が必要なサービスを受けられるよう、多様なサービス提供体制を整備することが求められています。

【施策の展開】

(1) サービス提供事業者の参入促進

地域における多様な福祉サービスの提供を充実させるためには、多様な主体によるサービス提供事業者を地域に確保する必要があります。サービス提供事業者の参入促進を図るため情報提供等の支援を実施していきます。

(2) コミュニティビジネスの育成

コミュニティビジネスとは、地域の抱える課題を地域住民が主体となって、ビジネスの手法を用いて解決していく取り組みです。ビジネスといっても利益はあくまで最終的には地域社会(コミュニティ)に還元されなければ、コミュニティビジネスとは言えません。コミュニティビジネスには地域の課題を解決することだけでなく、新規雇用の創出など地域の活性化につながる効果も期待されます。

特に福祉分野を中心に、地域社会への多様な効果が期待されるコミュニティビジネスの育成に取り組んでいきます。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理について

本計画の推進にあたっては、『第6期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』『都留市子ども・子育て支援事業計画』『都留市障害者計画・第4期障害福祉計画』にかかる施策については、それぞれの計画に基づいた進行管理を実施していきます。

本計画における具体的施策については、地域住民、ボランティア団体、NPO法人、サービス提供事業者、社会福祉協議会、行政等の役割分担をお互い確認して、それぞれが主体的に地域福祉活動を実践していき、本計画に掲げる基本目標を達成していくために、その達成状況や施策の実施状況についてお互い点検・評価を行っていき、必要があれば計画の具体的施策等の見直しを実施していきます。

2 行政の推進体制等

本計画を推進していくため、福祉課が中心となって、市の関係部局間の相互連携と調整を図っていきます。

また、職員の意識向上を図り、仕事を通じて地域と連携し、協働によるまちづくりを担うことができる人材の育成と活用を図っていきます。

3 関係機関等との連携

本計画を推進していくため、当事者組織をはじめ、自治会等の地域住民組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人等の関係機関などとの連携が重要になります。これらの関係機関との連携を強めながら、本計画を推進していきます。



第2期都留市地域福祉計画



発 行 : 平成28年4月

発 行 者 : 都留市

企画・編集 : 都留市役所 福祉保健部 福祉課

〒402-0051

山梨県都留市下谷2516-1 いきいきプラザ都留

TEL: 0554-46-5112

FAX: 0554-46-5119